

■「地域福祉支援計画 [第5期] 素案のパブリックコメントに係る「県の考え方」

2023. 2. 2時点

資料1

■意見募集期間：令和4年12月23日（金）～令和5年1月21日（土）

意見内容区分 1 計画の概要 2 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化 3 今後取り組むべき重点事項と施策体系
4 施策の展開(ひとつづくり) 5 施策の展開(地域(まち)づくり) 6 施策の展開(しくみづくり)
7 計画の推進体制 8 その他

反映区分 A 計画案に反映したもの
B 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの
C 今後の施策や取組の参考とするもの
D 計画に反映できないもの
E その他(感想・質問等)

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
1	1	第1章計画の概要 3ページ下段 地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ図は、計画の主旨を視覚的に伝える図であるため、紙面の幅を全体を使い、市町村地域福祉計画を下支えしている、幅広い安定した図(印象)が良いと思います。	A	3ページの記載に反映しました。
2	1	当事者目線の障害者福祉条例や障害者福祉計画・障害福祉計画との整合性をとること。	B	本計画は、神奈川県障がい福祉計画等の個別計画と調和を図るとともに、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例とともに生きる社会を目指して～の趣旨を踏まえた計画としています。
3	1	5ページ8行目 地域包括ケアシステムを「高齢者に対する」という表現は高齢者支援が中心ではあるものの、同システムの本来機能からして誤解を招くのではないのでしょうか。「高齢者支援の機能を有する」という表現のほうがなじみます。(厚労省は精神障害をも含むシステムという通知文書を発出しています)	C	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の定義上、地域包括ケアシステムは高齢者を対象としていることを踏まえた表現ですが、ご意見については今後の取組の参考とさせていただきます。
4	2	第2章全体について 文中のグラフや表について、同一頁内は左側のインデントが揃っていないと見やすいのではないかと感じました。	A	第2章の図・表について、インデントを合わせました。
5	2	14ページ9行目 現場では要介護認定を受けることを避ける人たちもいて、その人たちを介護サービスにつなげることも地域包括の職員の役割にもなっている現実があります。一方、介護サービスを現在必要としていない県民も多くいますので、「元気な高齢者が多くいるとくも>推測されます」という表現のほうがなじみます。	A	14ページの記載に反映しました。 (変更前) 元気な高齢者が多くいると推測されます。 (変更後) 元気な高齢者が多くいると推測されます。
6	2	21ページ(6) 4行目 依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得 という表現は、母子世帯に児童がいないと読み取れてしまいます。「依然として、児童のいる<一般世帯>に比べ」のほうがなじみます。	B	厚生労働省の「国民生活基礎調査」による文言を使用しています。
7	2	23ページ (1) 障害者の増加 これは適切に医療機関等につながった結果であって、実態が激変したわけではないというのが通説なので、本文の表現にあわせて「障害者<数>の増加」としたほうがなじみます。	A	23ページの記載に反映しました。 (変更前) (1) 障がい者の増加 (変更後) (1) 障がい者数の増加
8	2	障がい者の地域生活移行について、文中で障害者支援施設とグループホームの利用者の比較があり、入所施設利用者が減少し、ホーム利用者が増加しているとの記載があります。いつも感じることですが、重度の方を対応できる24時間365日型になっているグループホームが全体の何%を占めるのか。おそらく割合は低いと予想しますが、少ないのであればなぜできないのかを分析し、その支援策を考えなければ、障がい者の地域生活移行は難しいと思っています。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、重度の方に対応することを想定した日中サービス支援型のグループホームについては、県所管域で、グループホーム全体の約1割の定員に達していますが、その支援の質は、重度障がい者を受け入れてくれない等の御意見をいただいております。実態把握を含めて、どのように対応すれば良いのか、検討してまいります。
9	2	どの地域でも課題となっている軽度の知的障がい者や精神障がい者を対象(限定と言っても良い)とし、企業が運営するグループホームの存在を市町村も県もどのように考え、対処していくつもりなのか。数字の結果を見るだけでなく、支援現場の実態を見る必要があると思います。同様の事象が児童の放課後デイでも散見されますので、大変危惧しています。	C	障害福祉サービスの適正化については、県としても重点的に取り組むべき課題と認識しており、支援現場の実態把握を含め、今後検討してまいります。
10	2	24ページ 下の表 嫁 という表現には抵抗のある方も増えてきていますので、行政の発行する資料としては、ここは配偶者のほうがなじみます。婿 も同様。	A	24ページの記載に反映しました。 (変更前) 息子の嫁 娘の婿 (変更後) 息子の妻 娘の夫
11	2	29ページ 上 「重複計上」という語は、商業や統計学の用語なので、「複数項目に集計した場合あり」わかりやすい表現に変えたほうがなじみます。	A	29ページの記載に反映しました。 (変更前) 人員数は重複計上。 (変更後) 人員数は複数項目に集計している場合あり。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
12	2	34ページ 8 外国人数 という表現は85ページにあわせて、外国籍県民の数にしたほうがなじみます。	C	毎年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数を「県内外国人統計」として公表しており、その統計で「外国人数」と表記しているため、本計画での記載も「外国人数」としています。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	3	41ページ ・外国籍県民等が多いことや、 ⇒34ページの外国人数の状況からだと、多いかが判断できないかもしれません。	A	34ページの記載に反映しました。 (変更前) また、・・・なっています。 (変更後) また、・・・なっており、法務省の在留外国人統計(2022年(令和4年)6月末現在)によると、本県の外国人数は全国で4番目に多い状況となっています。
14	3	41ページ ・外国籍県民等が多いことや、 ⇒ここでいう「等」とは何を想定されているのでしょうか。	E	外国籍県民に加え、国籍にかかわらず外国にルーツがある県民を含めて、「外国籍県民等」としています。
15	3	・世帯構造の変化～～ ⇒世帯構造の変化の前に説明を加えてはいかがでしょうか。 例「単身世帯やひとり親世帯の増加など」	A	41ページの記載に反映しました。(34ページの説明文を追記) (変更前) 世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから、・・・ (変更後) 単身世帯や高齢夫婦世帯の増加等、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから、・・・
16	3	41ページ 「民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が」 関わろうとしない人は、民生委員・児童委員にも関わらないという意味なのかははっきりしません。民生委員・児童委員がボランティアであっても、福祉サービス提供の担い手であるので、地域の福祉サービスの支援を断っている現状のことを示すとしたら、その原因を当事者目線にたった活動を民生委員・児童委員がしていないかのような表現になってしまいます。ここは考え方、表現方法を再考したほうがよろしいかと思います。 なお、自治会等は、総務省の地方自治法の地縁団体を説明する際の用語のように、町会・自治会、あるいは町内会・自治会 という表現のほうがなじみます。	A	41ページの記載に反映しました。 (変更前) 民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が増加するなど、・・・ (変更後) 民生委員・児童委員や自治会・町内会等の活動に関わる意識の薄い人が増加するなど、・・・
17	3	第3章 41ページについて 1 地域福祉をめぐる課題の2つ目に「民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が増加するなど」とありますが、これは第2章の数値等からは読み取れなかったのですが、根拠はほかに示されているのでしょうか。	E	民生委員・児童委員等現場の声をお聞きする中で、現状の課題として認識しています。
18	3	41ページ 「1 地域福祉をめぐる課題」 ○ 高齢者、障がい者、児童等に対する・・・地域でいきいきと暮らせる取組を充実する必要があります。	E	より県が主体的に取り組む表現とし、中柱の施策名と合わせています。
19	3	44ページ 1 ひとつづくり 中柱(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進 ⇒定着の支援や定着の促進などに修正してはいかがでしょうか。	B	ひとつづくりの中柱(3)では、定着の支援や促進の意味も含めて「対策」と表記しています。
20	3	第3章 44ページについて 計画の施策体系が記載されていますが、現行計画のように表題(【計画における施策体系】など)があった方が分かりやすいのではないかと感じました。	A	44ページの記載に反映しました。 (変更前) - (変更後) 【施策体系】
21	4	45ページについて、「高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が互いを認め合う意識の醸成」の部分については、いまあらためて打ち出されている地域共生社会の背景の根幹には、高齢、障がい、児童というこれまでの分野に入らない狭間の問題、新たな課題の顕在化があることを考えると、この表現では不足していると感じます。この状況はコロナ禍で今後も継続し、拡大していく部分でもあります。現代の福祉課題が多様化、複雑化、複合化している中で、生活困窮、ヤングケアラー、8050、ひきこもり等々、これまでのしくみからこぼれ落ちてしまう問題があり、生きづらさを抱えている人たちの存在があることをしっかりと入れていくべきと考えます。	A	45ページの記載に反映しました。 (変更前) 高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が・・・ (変更後) 高齢者、障がい者、子どものみならず、制度の狭間の問題を抱えるケアラー・ヤングケアラー、ひきこもりの方などを含め、すべての人々が・・・
22	4	45ページについて、前半の部分ではボランティアな人材のことが書かれていますが、ボランティアな人材を「確保」というのは、主体性を命とするボランティアの理念と反しています。もっとも求められているのは地域の人たちの「気づき」であり、その気づきに基づいて行動する人が増えていくような働きかけを充実させていくことが必要、ということが記載されるとよいと考えます。	A	45ページの記載に反映しました。 (変更前) 地域福祉を取り巻く状況として、地域のつながりの希薄化により、地域福祉を担う人材の確保が難しくなっており、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いの中核を担う人材の確保・育成に取り組むことが必要です。 (変更後) また、地域では、地域住民、自治会、学校、NPO法人など様々な人や団体が、地域福祉の担い手として地域の活動に参画しており、市町村では、それぞれの地域の実情に応じた担い手の確保・育成が進められているところですが、しかしながら、地域福祉を取り巻く状況として、地域への関わりやつながりが希薄化する中、これまで以上に、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の活動に参画し、地域住民による支え合いが進むよう取り組むことが重要です。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
23	4	ひとつづくり【課題】 認め合いの醸成に取り組むことの大切さが示された直後、「しかしながら…人材の確保が難しく」となり人材確保・育成の必要性が記されています。地域人材が不足しているために幅広い福祉意識の醸成が進められないと読めますが、これらは別々の課題もしくは、幅広い福祉意識が醸成していないために地域人材のなり手が不足していると考えられるのではないのでしょうか。	A	45ページの記載に反映しました。 (変更前) ……大切です。しかしながら、… (変更後) ……大切です。[改行]また、(以降、整理番号22と同様)
24	4	45ページについて、「地域福祉の中核を担う人材」というフレーズがこれ以降も多く出てきていますが、あらためて「中核を担う人材」とはどういうことを指しているのだろうか、と疑問に感じました。このページでは以前は「地域福祉コーディネーター」と言っていた、地域において課題に気づき、人と資源をつないでいく人、ということなのか？ 一方、P6では社会福祉法人が「中核的な担い手として不可欠な存在」とあり、P46の記載も専門職を指しているように読めます。ボランティアな人たちの役割と、法人や専門職が負う役割は異なります。ボランティアな人たちのことをあえて「中核」と言う必要があるのか疑問です。	A	「地域福祉の中核を担う人材」は、地域の取組や活動によって様々な人がなりうると思います。ご意見を踏まえ、「中核」の文言を削除し、支援策4の文言を次のとおり変更しました。 (変更前) 地域福祉の中核を担う人材を育成し、地域への普及・定着を推進します。 (変更後) 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。
25	4	45ページについて、「外国にルーツのある方」が福祉介護人材の確保の方のみに記載されているのも気になりました。外国につながる人たちは、コロナの影響により多くの方が生活困窮の課題を抱えています。また、県社会福祉協議会が取り組んでいる多文化高齢社会の取組からは、地域住民として溶け込めていない状況が高齢期になって課題となっている状況も見えています。「ともに生き、支え合う社会」というスローガンのもと、労働者としてだけでなく、地域住民としての外国の人の存在を記載するべきではないかと考えま	A	73ページに、地域住民に外国籍県民も含まれるよう記載を追記。
26	4	46ページ【施策の方向性】中柱(1)の記載下の囲みの内容および中柱(2)上の欄の記載と重なりますが、(1)の下の囲みと(2)の2つ目の○の記載内容は誰の育成を指しているのかわかりにくい。ページ下にある囲みの部分では、専門職としての人材を指しているように読めます。ボランティアな人も専門職も、どちらも同じ中核的人材として記載するのは乱暴かと思います。整理が必要と考えます。	A	46ページ中柱(1)の囲み内 (変更前) ……を通して意識の醸成を図ります。また、県では… (変更後) ……を通して「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた県民の意識の醸成を図ります。 同ページ中柱(2)の○は支援策の内容の変更に合わせて変更
27	4	地域福祉の担い手の育成(重点事項②大柱1)他 課題として「民生委員・児童委員や自治会等に関わらない人の増加」をあげており(P41)「地域福祉を担う人材の確保が難しい」ため「ボランティアや民生委員・児童委員等の人材の確保・育成に取り組むことが必要」とされています。(P45) 他の項目においても「ボランティアや民生委員・児童委員等」が多用されており、地域福祉を担う人材は一部のボランティアや民生委員・児童委員に集中しているように読み取れます。例えば、企業や社会福祉法人、広域で活動するNPO法人等についても、支援策10にとどまらず「1ひとつづくり」や「2地域(まち)づくり」の全般において、担い手になりうることを明記することにより、多様な主体の強みを生かした連携による地域活動の推進が期待できると考えます。	A	45ページ、73ページ、99ページに多様な主体の参画を追記。
28	4	取組事例のタイトルに一工夫が欲しいと思いました。取組事例の特長や中柱や支援策との関連が補助タイトルになればわかりやすいように感じます。	A	各支援策(小柱)と取組事例の関係が分かりやすくなるよう、各取組事例に文言を追加しました。
29	4	第4章全体について 各施策に「関連する取組」が記載されていますが、すべて県の取組でしょうか。現行計画には、記載がなくとも分かりやすいと思います。ただ、どこの取組なのかが分からないと思います。 (構成上、敢えて記載していないのかなとも思ったのですが…)上段の記載では、文末に(県)、(民間)などが記載されているので、同様の記載をすることは可能かと思います。	A	関連する取組は、すべて本県の事業であるため、御意見を踏まえ、反映しました。 (変更前) 【関連する取組】 (変更後) 【関連する県の取組】
30	4	各市町村が具体的に取り組んでいることが、具体的な場面の写真の掲載により、文字でイメージしにくい箇所の助けになっている。県や市町村がこんなにやっているのかと、全体の取組姿勢が積極的なものだとよく伝わってきた。	E	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫していきます。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
31	4	<p>「ひと」を作るには、幼少期・学齢期からの「気づきを持つ力」を養うことが必要です。ぜひとも神奈川県独自の「あたたかいひとづくり」教育を検討してください。</p> <p>現在の日本では、9年の義務教育をはじめとして社会に出るまでの間に「福祉」を学ぶ時間は多くありません。昭和から平成にかけて、大家族世帯の減少と核家族世帯の増加が進み、祖父母と孫との関わり等、高齢者とのかかわりが減り、家族が行う介護やお世話などを間近で見ることが減ってきています。障害のある方は以前に比べれば街中で見かけることが増えたと思いますが、こころの距離はまだ隔たりがあると感じています。海外諸国では、小学校の科目の中に福祉に関する授業が含まれていたり、老人ホーム等への訪問が行われていたり、クラスに障害のある方が当たり前にいるといったことも進んでおり、未成年期の福祉や福祉を必要とする方のかかわりは人間形成、「ひとづくり」において、とても重要だと感じます。</p> <p>日本では、学力の強化や運動能力の向上といったところを成績評価していますが、精神面「こころ」については評価がありません。この「こころ」の育成は、思春期よりも早い段階から始めることで、福祉への理解に留まらず、いじめ、偏見、差別などといったことの撲滅に繋がると考えます。</p> <p>「ひとづくり」は、大人から始めるものではありません。既に人間が形成されている成人に向けた人材育成は時間と労力がかかります。ことばを発し始めた時から、他者を意識し始める時には始めておく必要があると思います。これこそが、「ひとづくり」の基盤づくりと考えることが出来ます。事例を挙げると、近隣小学校の4年生を対象とした福祉体験教室を障害者施設で毎年開催しており、ある時、中学2年生の職業体験に再度来てくれた方がいました。話を聞くと、小学4年生の体験教室がきっかけだったとのこと。このように、ぜひとも学齢時のカリキュラムに福祉に関することを盛り込んでいただくと、すぐではありませんが、5年後10年後には福祉人材に繋がることが期待できます。</p>	B	<p>ご意見の「あたたかいひとづくり」については、支援策2に記載のとおり、「いのちの授業」の普及に取り組んでいきます。</p> <p>また、支援策2に記載のとおり、インクルーシブ教育を推進していきます。</p>
31-2	4	<p>「ひと」を作るには、幼少期・学齢期からの「気づきを持つ力」を養うことが必要です。ぜひとも神奈川県独自の「あたたかいひとづくり」教育を検討してください。</p> <p>支える人を育成するには費用と時間が必要ですが、配慮することに対して意識を向けてもらうことに苦慮しているのがどこの地域でも実情です。新しい社会資源を作ればよいのではなく、人材育成を進めるのではなく、誰もが「我がごと」、「他人ごとでもいいがごとになる」という意識を持つことが重要と考えます。また「向こう三軒両隣」「醤油を貸し借りできる関係」といった関係性も、今や減少する一方です。しかしながらこの関係は、福祉に限らず災害発生時にも力を発揮します。この関係に還ることも一つの地域づくりです。</p> <p>昨秋、国連権利委員会が、日本の障害者権利条約に関する審査が行われ、多くの改善勧告を受けましたが、国として検討した結果の指示を待つことよりも、神奈川県としてまず先にできることを初めていただき、偏見差別のない、お互いを支えあえる、誰もが安心して暮らせる神奈川県を目指していただきたいと強く願います。</p>	C	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の第4条「県の責務」に規定しているとおり、県民の皆様、障がい及び当事者目線の障がい福祉に関してご理解いただき、「我がごと」として考えていただけるよう、普及啓発に取り組んでまいります。また、人材の確保・育成について、第26条の3項に基づき、障がい者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講じてまいります。</p>
32	4	<p>ともに生き、支え合う社会を創るためには、高齢者、障がい者などが、周知の県民と対等な立場に立ってお互いに意見を交わし合いながら地域社会をつくっていくことが必要であると考えます。そのためには、高齢者、障がい者などが自分たち当事者としての意見を明確に示すとともに、周囲の県民の意見を聞き、建設的な対話を積み重ねていくことが必要ですが、障がい者の場合、幼少時から周囲の支援を受けながら育ってきたこととあり、なかなか自己肯定感を持ちにくく、自分の意思を周囲に示すのが難しいことが多いです。また、どのように周囲に働きかければよいのか分からない人も多くいます。</p> <p>このことから、「ひとづくり」の中に障がい当事者が自己肯定感を持ち、自分の意思を周囲に示し、周囲に働きかけていくことができるようになるための支援が必要ではないかと思えます。</p>	C	<p>誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定を尊重することが重要であり、障がい者本人に向き合い、本人を知る意思決定支援の取組が大切だと考えております。「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の第10条では、「意思決定支援の推進」を規定しており、ご意見の趣旨を踏まえ、普及啓発等に取り組んでいきます。</p>
33	4	<p>何か物足りないものを感じましたが、それは「こころ」の問題です。この生きづらいストレスの多い社でこころを病む人は増加の一方ですが、一度こころの病にかかると元に戻らず、社会の表街道から落ちてしまいます。</p> <p>精神疾患にかかっても人間としての価値は変わりませんが、今も社会には彼らを蔑視し、共生を拒む人が多数います。彼らが自信を取り戻して生きるために、社会の中で生きる受け皿をつくる必要があります。彼らへの理解を深める施策を考え、取り入れてください。</p>	B	<p>ご意見につきましては、支援策19「ウ こころの健康の保持・増進」に記載しています。</p> <p>なお、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の第4条「県の責務」に規定しているとおり、県民の皆様、障がい及び当事者目線の障がい福祉に関してご理解いただけるよう普及啓発に取り組んでいきます。</p>
34	4	<p>健常者の大人たちもいつ自身や家族が障がい者になるかもしれない危機感をもって、弱者が暮らしやすい社会をつくる必要を常に意識するように啓蒙教育すべきではないでしょうか。</p>	C	<p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
35	4	<p>概要版のテキスト版はあるものの、素案全体のテキスト版がなく、大変残念に思います。情報提供される方が、目の見える人も見えない人も平等に伝わる仕組みを考えてくれるかどうかで、障がい作り出されたり、無くなったりします。</p> <p>障害の原因は社会にあります。からだの機能障害は、一人ひとりの人としての違いの延長です。ぜひ地域福祉支援計画の中でも、障がいは一人ひとりが作り出すこともなくすこともできる、からだの不自由は人と人との違いの延長であって障がいの原因ではないことをしっかり啓発していただくたいです。</p> <p>ですので、学校での人権教育、地域での啓発活動は絶対に個人モデルではいけないのです。</p>	C	<p>素案は概要版のみテキスト版としていましたが、今後は、いただいたご意見を踏まえ取り組んでいきます。</p>

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
36	4	心のバリアフリーというのが入ったのは良かったと思います。	E	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の第4条「県の責務」に規定しているとおり、障がい及び当事者目線の障がい福祉に関する理解を深めるための普及啓発に努め、心のバリアフリーを推進していきます。 また、改定計画の内容をふまえ、引き続き取組を進めていきます。
37	4	飲食店で盲導犬や介助犬の入店を拒否されることが多いが、SDGsの観点からも行政が指導して、入店を拒まないようにするべきではないでしょうか。	E	ご意見については、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組という形でかながわ障がい者計画に位置づけており、今後も身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図っていきます。
38	4	地域住民への普及・啓発について、市町村、市町村社会福祉協議会と社会福祉法人が連携し、障がいへの理解などについて地域の方々が知る機会が出来るよう仕組みづくりが必要。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
38-2	4	地域住民への普及・啓発について、市町村、市町村社会福祉協議会と社会福祉法人が連携し、認知症などについて地域の方々が知る機会が出来るよう仕組みづくりが必要。	B	支援策1に記載のとおり、地域住民の認知症への理解を深める取組を進めていきます。
39	4	学校教育で「いのちの授業」を取り入れ、事あるごとに命の大切さを教えることで友達を大切にし、他人や自分を傷つけることの罪を教えることが、ひいては自殺の予防にもつながると思います。	E	支援策2に記載のとおり、「いのちの授業」の普及に取り組んでまいります。
40	4	第4章 施策の展開 P52上段 「いのちの授業」の写真が1枚であるが、「百万通りのいのちの授業を展開し」とあるので、せめて写真は小さくても複数枚にすべきではないでしょうか。	C	県教育委員会支援部子ども教育支援課ホームページにおいて、「いのちの授業」の実践事例の紹介を行っており、今後も行ってまいります。
41	4	他人の気持ちや声にならない声を聞き取る力は一朝一夕では身につけません。長期的には教育に力を入れるべきだと思います。短期的には現在も既に人材の不足が深刻な状況であり、多少の手当て等の増額では改善できるような思えません。福祉分野だけではなく、国全体で担い手の減少が予想される中、今こそ官民一体で今ある人材で効果的な結果を残せる方法を模索していただくべきだと思います。	B	支援策2のとおり、「互いの違いを認め、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育」を推進するとともに、支援策6～8のとおり、人材の確保・定着対策を推進していきます。
42	4	第4章 施策の展開 1 ひとつづくり 課題として、すべての人がお互いを認め合う意識の醸成についての施策としての提案をします。 身体や精神に障害がある人もない人も、同じ人として理解・認識できる取組として、例えば同じ環境やクラスで共に学べたり、実際に体験できる機会を設けることで、小さいころから様々な人がいることを理屈抜きで理解したり、当たり前前であるという環境をつくり実践する。 自身を振り返ると高齢者を除き、身体や精神に障害がある人を見かけることはあっても、身近ではないと感じており、理解や知識が身につけていないため、どのように接してよいかかわからず、見て見ぬふりの行動につながっていると思います。また、自分には直接的には関係のないことと感じてしまうことがあると思います。 このため、幼少のころからの学びの中で習得する機会を設けることにより、大人になった時に自然に接することができる仕組みづくりの構築を強く望みます。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	4	また、インクルーシブ教育を実施してもらいたい。百回の講義より、障がいのある生徒とともに学ぶ1日の方が有用です。	B	支援策2に記載のとおり、インクルーシブ教育を推進していきます。
44	4	障がい者に対する差別・偏見をなくすため、障がいに対する知識、健常者との違い、何が不自由で何が同じなのか等を幼少期から教え、小学校高学年から中学校の保健体育の時間の中で専門家の講演や授業、教師への研修を実施してもらいたい。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	4	人材の育成は県が果たす役割の中で最も重要であると思います。しかし、神奈川県は各市町村で策定する地域福祉計画を支援する立場として、市町村ごとに考え方に差異があることに関して、どのように調整を図っていくのかが見えてきません。それぞれの市町村においては地域環境も課題も異なっていると思いますが、その中で、高齢者・障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成を具体的にどう実施すべきなのかの記述があっても良いように感じます。	C	地域福祉の担い手育成については、これまでも支援対象者の立場に立った活動が進められていますが、今後はより一層当事者の目線に立った人材の育成を進めたいと考えており、具体的な取組は今後検討してまいります。 なお、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく具体的な事業・取組は今後検討していくこととしています。
46	4	重層的支援体制の整備（重要な役割を有す民生委員・児童委員の増加、充足等） 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者をあまねく支援していく重層的支援体制の整備を推進する中で、地域の最前線に位置する民生委員・児童委員の機能・役割はこれまで以上に求められる。 一方、その民生委員・児童委員の状況は、2016年から2022年までで現員数はほぼ横ばい、充足率は減少傾向で、2022年に至っては93.7%と必要数に満たず、必要数からの乖離も生じている。（p.32） p.54の支援策3にて県域の民生委員・児童委員の資質向上、知識習得策が述べられている。かながわ福祉サービス振興会においても、かながわ福祉ビジョン2040や政策提言の場で民生委員等に関する提言は行っているが、民生委員・児童委員の増加、充足策、強化策についても計画に盛り込んでいただきたい。	B	民生委員・児童委員の活動支援やなり手の確保に関する取組は、支援策4（57ページ）に記載しています。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
47	4	当事者の目線に立った地域福祉をつくっていくためには、「地域福祉の担い手」に健常な人たちだけでなく、障がい当事者も含める必要があると思いますので、障がい当事者の人材の育成も必要ではないかと思えます。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
48	4	p.54 ア 生活支援の担い手養成について 生活支援コーディネーターの役割が、包括的支援体制の動きの中で、地域の課題をキャッチし、住民相互の支え合いにつなげていく人として変化してきている面があり、「生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します」の文言や、厚労省の図は出さない方がよいと考えます。	D	生活支援体制整備事業の根本が高齢者の生活支援等にあることや、生活支援コーディネーターが、地域の課題をキャッチし、住民相互の支え合いにつなげるという考え方は事業創設当初から変わっていないため、厚労省の図はそのままいたします。
50	4	p.54 ア 生活支援の担い手養成について アドバイザー派遣だけでは意味が通じない。これは地域の実情にそった支え合い活動について、生活支援コーディネーターがアドバイザーの協力を得て、担い手の開拓から活動創出につなげていくという内容です。「住民の支え合い活動を促進する役割をもつ生活支援コーディネーターを、アドバイザー派遣によって支援していく」という表現にすると意味が通じるかと考えます。	A	55ページの記載について、別添のとおり表現を改めます。 (変更前)「生活支援コーディネーター」の養成研修、アドバイザー派遣、生活支援コーディネーターの活動を知ってもらうフォーラムを実施し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。 (変更後)「生活支援コーディネーター」の養成研修、アドバイザー派遣による生活支援コーディネーターの支援などを実施し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。
51	4	ひとつづくり～地域福祉を担う人材の確保について 福祉有償運送等のドライバーになるために必要な大臣認定運転者講習が無料で受講できる仕組みを計画に盛り込んでください。	C	今後の施策や取組の参考とさせていただきます。
52	4	支援策4、支援策5について 支援策4は地域福祉に関する人材育成と、福祉サービスを支える人材育成が混在していてわかりにくい。支援策4「ウ 専門人材の育成・定着」は福祉サービスを担う人材のことを言っており、地域福祉人材のくくりではないと考えます。むしろ「支援策5」にある「行政、社協、地域包括支援センター等」の職員が、地域福祉を担う中核の人材であり、「支援策4」と「支援策5」の整理が必要と考えます。 支援策5の内容には、地域福祉を担う人材のこと、地域包括ケアシステムを担う人材のことが混在しており、整理が必要と考えます。 上記を総合的に考えると、支援策4と支援策5については、「支援策4 地域共生社会、包括的支援体制における人材」と「支援策5 地域の保健福祉医療を支える専門人材」などに分けて整理してはいかがでしょうか。	A	ご意見をふまえ、次のように整理し、変更しました。 ○支援策3 「地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。」 地域住民(支え合いを促進する人材) ア・イの順番を入れ替え ア 地域・社会活動に参画する人材の養成 (コミュニティカレッジ、民生委員、保福の研修) イ 地域の支え合いを推進する人材の養成 (生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター) ○支援策4 「包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。」 (包括的支援体制、地域包括支援C) ○支援策5 「地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。」 (地域包括支援C [再掲]、ケアマネ等専門職等の研修 他)
53	4	支援策4の文言に「普及」とあるのはどういう意味でしょうか。	E	文言を整理しました。
54	4	支援策4、支援策5について 支援策4「ア 包括的支援体制の整備にむけた人材育成」における「中核人材」とは誰を指しているのでしょうか。p.6、p.45、p.46における「中核を担う人材」を含め整理が必要と考えます。	A	ご意見を踏まえ、「中核」の文言を削除し、支援策4を整理番号52のとおり整理しました。
55	4	支援策4、支援策5について 支援策4「イ 地域人材の確保・育成・定着」とありますが、「確保・育成・定着」ではなく、「地域の担い手への支援」といった言葉の方が適切と考えます。	A	ご意見を踏まえ、支援策4を整理番号52のとおり整理しました。
56	4	支援策4、支援策5について p.61は「包括的支援体制における人材」を説明する図ではないので、上記の整理とともに掲載場所を考える必要があります。	A	地域包括ケアシステムの図は、102ページに移動しました。
57	4	支援策4の地域福祉の推進人材の説明 「地域福祉の中核を担う人材」の「機能」と「役割」はどのようなもののでしょうか。それらの説明をもう少し加えていただけませんか。	A	ご意見を踏まえ、支援策4を整理番号52のとおり整理しました。
58	4	【支援策3・4の「専門」の意味を整理した上での本計画が追求する人材の説明】 第4期計画まで、地域福祉コーディネーターの役割区分があった2層の人材：「専門人材」「地域福祉を支える人材」について、第5期計画素案においては、地域福祉コーディネーターの役割との位置づけを外して、「専門人材」「地域人材」と表現を変更しています。「専門人材」の「専門」とは、それぞれの職種の固有性に依拠する「専門」と読み取れますが、そうなののでしょうか。 資格等に基づく専門性によらず、地域の方々が「地域の中核を担う人材」に育成される支援の角度で施策4は説明できないものなのでしょうか。	A	ご意見を踏まえ、支援策4を整理番号52のとおり整理しました。
59	4	【複合的機能を持つ県保健福祉事務所における支援策4の対応域】 【県保健福祉事務所における支援策4、支援策5の取組のオーバーラップ】 支援策4における「保健福祉事務所による人材養成・育成研修」は、項目イの【関連する取組】に位置づいています。第4期計画に基づいた事業展開において、項目ウに着手しているものがありますが、本計画が案どおり施行された場合、項目ウは、「保健福祉事務所による人材養成・育成研修」の対象外になるのでしょうか。また、一方で《第5期計画素案》支援策5における取組とのオーバーラップ	A	保健福祉事務所の人材育成については、地域住民向けと専門人材向けがあるため、支援策3と5に記載することとしました。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
60	4	57ページ 支援策4 イ 3つ目の○ 民生委員・児童委員の負担軽減のため、市町村に委員が出席する会議等の見直しをお願いするとありますが、県民児協役員が出席する会議の委員につきましても、見直しいただくよう検討をお願いします。	C	ご意見を踏まえ、今後の取組の参考とします。
61	4	58、59ページにて民生委員の協力員制度やなり手確保に向けた取組を取り上げていただいておりますが、実績としてどのくらいの数の民生委員の不足状況が解消したのかが知りたいと思いました。取組自体は本市でも見習いたいところですが、どの程度効果があるのかが気になりました。	E	掲載している取組事例の実施状況等については、市町村民生委員担当者等との会議において、好事例の情報共有を図ってまいります。
62	4	令和4年4月1日時点では神奈川県内の民生委員の充足率は93.7%とのことですが、自治体の中では充足率が100%に近い自治体ともあると認識しています。そうした自治体の取組も紹介していただけますとより参考になる部分が増えてよいかと思いました。	C	計画には既に民生委員の事例を2つ掲載しているため、事例を追加することはしませんが、いただいたご意見を踏まえ、市町村民生委員担当者等との会議において、好事例の情報共有を図ってまいります。
63	4	福祉に関する総合的な学びの場の創設 介護福祉に関する教育として、介護人材のすそ野を広げるため主に未経験者（高齢者、子育て中の方等）を対象とした入門的研修と、一定程度の経験を積んだ人材をより高度化するための専門的研修の双方が求められている。これらを一体的に行い、中長期的視点で介護人材を育成する教育拠点づくりを推進する必要がある。 この教育拠点が、地域づくりの中核を担う人材の育成やボランティア養成、小中学生等若年層への啓発といった地域福祉の担い手育成機能を持つことで、より暮らしやすい街づくりにもつながるため、計画に盛り込んでいただきたい。	C	教育拠点づくりの必要性を含め、今後の取組の参考とさせていただきます。
64	4	福祉人材をどのように確保していくのか、出生率が減っている時点で期待がもてない。	E	生産年齢人口の減少が見込まれており、人材確保が課題であると考えています。人材確保策とあわせ、働き続けられる職場環境の改善に取り組んでいきます。
65	4	県内の知的障がい者の親、親族は、自分たちの高齢化も迫る中、施設入所の希望者は多く、入所待ちの方も多いと聞きます。国は入所施設の新設には消極的な中ですが、県内の入所施設は短期入所を含めて偏在しています。障がい者施設は支援スキルの宝庫でもあります。偏在しているのは、障がい者支援の人材育成も阻害されてしまいます。住む場所で支援の質が変わらないような計画を立てていただくことを優先しながらも、必要な入所施設の充実も図っていただきたい。	D	施設入所者の地域生活への移行を推進する中で、入所施設を新設することは考えていません。一方で、障がい者支援にあたる人材の確保、育成は課題と認識しており、当事者目線の障害福祉推進条例が施行される中、必要な対策について、検討してまいります。
66	4	「ヒューマンサービス」の文中にある「パラダイム」が分かりづらいと感じた。	A	ご意見を踏まえ、62ページの記載に反映しました。 (修正後)パラダイムの説明を追加
67	4	医療的ケアのショートステイや、自閉症の方々の支援の場は、まだまだ数が足りなく、ご家族で抱えているケースや、出来る事業所に集中してしまうなど、偏りが見られます。そこで障害福祉計画、障害者計画と連携し、地域課題としての医療的ケア、自閉症の方々のサービスの拡充と人材確保・育成の促進をしてください。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
68	4	人材の確保やスキルアップに向けての研修等を重ねながら、具体的に先に見える即効性のある行動を望みます。	E	ご意見の趣旨を踏まえ、人材の確保、育成に取り組めます。
69	4	入所施設スタッフの資格制度導入により処遇改善と資質能力向上を 給与・休日などの処遇面で世間相場より低いため、慢性的に人で不足問題があり、一方虐待問題が起きるたびにスタッフの資質・能力が問題視されるなど、人材の確保・定着・能力向上が大きな課題となってきました。 最近、この問題に対する解決策としての意見の一致を見やすくなってきたのが、入所後一定期間後（3年が多い？）資格制度を適用して処遇改善を図るとともに資質・能力の向上を図るという施策であります。 虐待問題は処遇改善問題とは一見無関係に思われますが、弘済学園での研究データによりますと、虐待問題のうち大きな問題は強度行動障がい者のケースであり、そのうち8割はスタッフの対応で解決可能とのこと。強度行動障害者の場合、こだわりが以上に強く、それを無理に是正しようとする逆利用者は心理的に抑圧されたと認識し、自他傷行為がエスカレートするという構図になっています。これを抑えようとすると、その気はなくとも虐待行為に発展するわけです。 スタッフは冷静に利用者の意図・要望・欲望が何なのかを探る努力をして、その線上で忍耐強く対応していくことしか解決しないと覚悟して対応することだそうです。このことが分かっているのなら、そういう研修訓練をすればよいのではと思われるかもしれませんが、ところが、各施設とも研修予算がありそうで、実際は休日増加予算に変更されているケースとか、とにかく人手不足解消のための待遇改善策に回っているのが実態です。 この問題は待遇改善とともに研修を含む能力アップを同時に行うことがマストであるということです。さらに、入所施設スタッフは本来的にエッセンシャルワーカーとして位置付けられる職種であり、このことをより明確にするためにも資格制度導入の意義があると考えられます。 それゆえ解決策は資格制度導入による待遇改善と能力アップという施策展開ということになります。	C	障害福祉分野における人材確保、育成及び定着は、県としても喫緊の課題と認識し、強度行動障害に対応する専門性向上を目的とした研修等は、現場の職員の方が受講しやすいよう工夫して実施しています。また、福祉人材の定着には賃上げ等による職員の処遇改善も必要であることから、県ではサービス報酬に上乘せする「福祉・介護職員処遇改善加算」を事業所が取得できるよう支援しています。貴重な情報と御意見をいただきありがとうございました。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
70	4	当事者を使ってスキルアップを行うべき。相談支援専門員に当事者講師がいないので地域に住んでる当事者を活用して欲しい。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
71	4	「支援策7 福祉介護人材のスキルアップを目指します」に関連する内容（p67） 障害福祉サービス人材は、無資格・未経験で入職でき、その年齢層も幅広い。一方で、障害福祉サービスは、その人の人生を支える「専門性」が高い仕事でもあり、人権を理解した専門的な知識が求められる。虐待の未然防止だけでなく、障害福祉の仕事の専門性の高さや魅力に気づき、未経験者が自信を持って働き続けることができるために、入職時研修（人権の考え方を踏まえた支援の基本的姿勢を学ぶ研修機会）を県全体で統一したものを作成し、事業所のOJT研修として活用できることが必要である。	C	無資格・未経験者への入職時研修は大事だと認識しており、社会福祉従事者としての心構えを学べる新人職員向けの合同交流研修会を実施しております。広く県内福祉介護人材の質の向上に寄与できるよう、ご意見の趣旨は今後の取組の参考とさせていただきます。
72	4	67ページ ア ○4つ目 「障がい者の」と表記すると、研修すべき課題が障害者本人にあるかのように捉えられてしまい、グループホームの整備が進まなかったり、福祉・介護人材が集まりにくい社会的な構造の問題であるという視点が見えなくなります。「障がい分野の」という表現の方がなじみます。	A	67ページの記載に反映しました。 （変更前）障がい者の「地域移行・地域定着」、「障害児支援」、「意思決定支援」等の研修を実施し、・・・ （変更後）「地域移行・地域定着」、「障害児支援」、「意思決定支援」等障がい分野の研修を実施し、・・・
73	4	【1の（3）の7 福祉介護人材のスキルアップを図ります】 【3の（1）の17 課題等を抱える当事者活動を支援します】 障がい者の事業所の研修は、直接支援をする事業所職員の専門的な人材育成のための研修を充実してください。 一つは自閉症・発達障害の支援に特化した研修 神奈川県では強度行動障害者研修を実施していますが、強度行動障害とならないために、そもそも自閉症の障害特性の理解、学習スタイルなどを学ぶ場を定期的に提供していくことが必要と考えます。出来れば座学だけでなく、実践的な研修も取り入れることで、より事業所での実践に繋がるのではないかと考えます。また集合研修だけでなく、時間に制約されることなく受けられるビデオ（オンデマンド）研修の場や、他機関での研修を相互乗り入れするなど幅広い研修の受講の仕方ができると良いと思います。同時にこうした研修を企画、運営を行う人材の確保と育成が必要と考えます。 もう一つは医療的ケアの支援に特化した研修 児童期の医療的ケアなどの研修は多いが、成人期の医療的ケアの方々の支援に関する研修は、非常に少ないと思われます。特に成人期におけるコミュニケーション力の向上は、その後のご本人の生活の幅に大きく影響をしていきます。アセスメント研修や、コミュニケーションについての研修など上記同様に充実させていくことが必要であります。 上記の研修については、現状であると「障害福祉福祉情報サービスかながわ」で知ることが出来ますが、民間で行われている研修情報は掲載されないため、個々に調べるしかないため、手間と時間がかかります。神奈川県内の研修情報が集約し、発信できる仕組みを構築できるようにしてください。	C	「障害福祉情報サービスかながわ」では、提供する情報の管理面で課題があり、自治体の実施する研修会（委託を含む）のみ掲載してしていますが、民間で行われる研修情報の掲載について、今後、検討してまいります。 また、強度行動障害の方の支援について、現在、国で、効果的な研修や、研修指導者の養成のあり方などについて検討会を行っておりますので、動向を注視してまいります。 いただいた御意見については、研修を実施する事業者と共有するなど、今後の取組の参考にさせていただきます。
74	5	【支援策9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します】 発達障害者の方々の当事者活動への参加に関する問い合わせは近年増えて来ていると実感しております。私達も事業所としても当事者の方々と連携し、発達障害の方々の地域における相互的な活動を行っていきたいと考えておりますが、近隣地域には当事者活動を行っているところがなく、横浜や、東京などの都市部が中心となっています。 是非とも市町村社会福祉協議会が中心となり、当事者活動の育成や、創設を積極的に行っていくことを義務として位置づけていただければと思います。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
75	5	地域共生社会の実現に向けたモデルタウンの開設 様々な背景から生活上の困難を抱える方が自立した生活を送るためには、公的支援と民間サービスが連動し包括的な支援体制を構築する必要がある。また、同時に住民のお互いの支え合いが十分に機能することも求められる。 そこで、高齢者、障がい者、学生、子育て世代などがともに住み、生活し、お互いに受益者であると同時に提供者でもあり、支え合うコミュニティの創設が望まれる。公的な福祉サービスだけでなく、飲食店や生活サービス、教室、レクリエーション施設等様々な民間サービスを持ち、周囲に住む人たちが気軽に訪れて交流できる地域福祉やコミュニティ再生のモデルとなる街づくりを計画に盛り込んでいただきたい。	B	「2 地域（まち）づくり」の中で、多様な主体が支え合うまちづくりについて記載しています。
76	5	支援策9 イ 地域の支え合い活動の普及と促進について 移動の手段が少ない地域においては、移動の手段の確保が不可欠であります。また移動に伴う金銭的な問題もあるため、既存の公共交通機関や、社会福祉法人等と協力し、移動の手段が確保できるようにしていくべきであります。	B	支援策12に記載のとおり、福祉有償運送の制度の普及啓発を進めていきます。
77	5	76ページ ア ボランティア活動及び当事者活動の推進 民間の活動として、ボランティアセンターの一環として行っている、県社会福祉協議会ともしび基金による当事者活動およびボランティア団体への助成について。新たな課題へのボランティア団体や当事者団体の取組を促進するために、助成事業はキーとなっています。	E	県としても、支え合いのまちづくりに向けて、当事者活動及びボランティア活動は大変重要であると考えています。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
78	5	76ページ イ 地域支え合い活動の普及と促進 民間の活動として、市町村社協では地区社協やボランティアによる居場所づくり、子ども食堂や学習支援、高齢者等の買い物支援、障がい児の登下校の支援、電球交換や庭の手入れなどのお手伝い活動などを展開してきています。こうした活動の存在と、市町村社協を通じた支援についても記載していただきと考えます。	A	73ページの【新型コロナウイルス感染症の影響】に、ご意見の文章を追記
79	5	79ページ 自治会という語は、総務省が地方自治法の地縁団体を示す場合に使う語である、「町会・自治会」あるいは「町内会・自治会」という語の方が各市町村域においてなじみます。	A	79ページの記載に反映しました。 (変更前) 自治会 (変更後) 自治会・町内会
80	5	大柱2 地域(まち)づくりについて、街の活性化を図る取組事例や、インクルーシブな共生社会づくりを図っている取組事例についても掲載していただけないでしょうか。	A	支援策10に取組事例を追加しました。
81	5	p.85 ア～エについて 国際課の取組に偏っていますが、市町村社協などの現場では外国につながる人の生活支援、相談に対応している状況が増加しています。 県社会福祉協議会においては多文化高齢社会にむけた取組をすすめており、当事者へのヒアリング、施設・事業所等へのアンケート調査、その他、「やさしい日本語」の普及講座などもおこなってきたところですが、外国籍県民かながわ会議においても、高齢の外国籍県民への生活サポート体制構築の必要性が提言されているところです。 「ともに生き、支え合う社会」において、外国籍住民等の存在は今後一層大きくなっていくことをふまえ、外国籍住民の福祉課題への対応について、記載が必要と考えます。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、外国籍県民かながわ会議からの提言については、今後、施策化に向けて検討していきます。
82	5	トイレですが、「みんなのトイレ」というのは辞めていただきたいです。最初は車いす用トイレだったはずですが、それがみんなのトイレ、誰でもトイレになり、肝心な時に、車いすの人達が使えなくなりました。	A	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ誰もが円滑に利用することができるよう整備を進めてきたところですが、ご指摘のような声をいただいていることをふまえ、機能分散を図り、トイレ全体でユニバーサルデザインの達成を目指していくことを検討しています。今回の記載としては「みんなのトイレ」という記載は改めます。
83	5	バリアフリーの街づくりの推進 全ての子どもたちにはともに生きともに育つ環境を作ることが大切です。そして子どもにとって初めての社会は「公園」です。お互いの違いやルールを学ぶことができる大切な場所ですが、障がいのある子どもたちや親にとってはその中に入っていくことができない場所になっていました。インクルーシブ公園への動きが全国で始まっています。今回の計画はバリアフリーに偏重しており、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進するとしていますが、誰も取りこぼすことなく遊び集える場所としてのインクルーシブ公園としての整備を進める必要があります。当事者を含め地域住民と意見交換を重ねながら作る過程が大切で、それが今後の人づくりに繋がり、将来福祉に携わる職員の専門性への近道になると思います。 ひとづくりのソフト面と整備のハード面どちらも達成できるため計画に位置付けていただきたいです。	B	ご意見にある、「誰もとりこぼすことなく遊び集える」というインクルーシブの概念を取り入れた公園の施設整備については、88ページの「バリアフリーの街づくりの推進に記載の「誰もが安全で快適に公園を利用できるよう施設整備を推進する」に、含まれています。 なお、人材育成については、P46に記載しております。
83-2	5	バリアフリーの街づくりの推進 主な目標にある「イベント開催」についてはマンネリ化していないか、参加者が当事者や関係者ばかりになっていないか、名称から当事者だけが参加するイベントのように感じないか、もっと県内各所である様々なイベントに当事者たちが当たり前に参加していくような新しい形の啓発を模索していく必要があるのではないのでしょうか。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とします。
84	5	ノーマライゼーション理念のもと、物理的には段差にスロープやエレベーターが設置され、車いすの方や高齢者、妊婦や子どもたちが使える建物として正常化されてきました。私たちが使う車いすや杖、補聴器等は生きていくための道具であり、日常生活なのです。 健常者・障がい者という「言葉の壁」や「心の壁」は取り除くことができません。人生100歳時代を迎えた今、すべての人々が平等であるべきと考えています。 生命の尊厳を学び、心の豊かさを学ぶ中で、「言葉の壁」を外す時として考えても良いかと思えます。一人ひとりの新たな時代は「ともに生きる」という言葉が寄り添う世の中であるべきだと思います。	C	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の第3条「基本理念」には、「全ての県民が個人として尊重されること」「障がい者だけでなく、周りの人も喜びを感じられること」「全ての県民で地域共生社会を実現すること」などを規定しています。誰もが安心していきいきと暮らすことができる、「ともに生きる社会」を実現を目指し、当事者目線の障がい福祉の推進に努めていきます。
85	5	バリアフリーな街づくり、委員会にいるが、インクルーシブや社会づくりの方がいい。	C	街の中には依然としてバリアがあり、ユニバーサルデザインの推進にあたっては、バリアを取り除くことが喫緊の課題であること等をふまえ、バリアフリーの街づくりという表現としていますが、いただいたご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
86	5	スーパーとか大きいお店はバリアフリー化してありますが、町の小さいお店とかまだまだ段差があり、入れません。最近できたばかりのお店すら、入り口に50センチくらいの段差があり、びっくりです。 せめて新規のお店は、入り口は段差をなくすとかできないのでしょうか。	C	物販販売業を営む店舗については、200㎡以上のものを条例の事前協議の対象としておりますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
87	5	支援施策12バリアフリーの街づくりの推進について 「福祉有償運送について、行政職員や事業実施事業者等を対象とした制度説明会や研修会を実施するなど、制度の普及啓発を図る。」とある。(87頁) 制度の普及啓発にむけては、福祉関係者・交通関係者などにも対象を広げるとともに、福祉有償運送だけでなく、県内の登録を要しない互助活動も含め、普及啓発を図ってください。	C	今後の施策や取組の参考とさせていただきます。
88	5	バリアフリーの問題ですが、例えば鉄道ですが、相模鉄道とか無人駅が多くなって、一人で乗れない人たちは困っています。一つ進展したのは、横浜線ですが、1車両(車いすのスペースアリの所)だけですが、ホームと列車の隙間を埋めるために、ホームに7センチ位付け足されました。これにより、渡り板を使わずに乗れる人もいます。しかし、横浜線は各駅しか止まらないところは、駅員さんがいない時間が一日5~6回くらいあります。一人で乗るのに不安な人は困りますね。 東海道線の早川、根布川駅ですが、小田原はとっくにバリアフリー化しているのに、いつまでたってもこの駅、他にもありますがバリアフリーには程遠いです。このように進むところは進むのですが、進まないところはさっぱりです。	B	鉄道駅のバリアフリー化の推進は既に素案に位置づけており、引き続き鉄道事業者等と連携して、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できる環境整備を促進していきます。
89	5	【バリアフリー推進におけるオリンピック・パラリンピック後の展望】 第4期計画の終期(延長はありますが)に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、それを見据え、バリアフリー推進施策は、「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」に位置づけがありました。結果的に、東京オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍の影響により、時期的にも内容的にも大きな影響を受けました。第4期計画64ページの支援施策12については、「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」を踏まえ様々な構想企画があったと思います。予定通りの規模で開催されていた場合、本施策に基づく取組についてエポック的な事象となり、第5期計画素案では大きく開花したかもしれません。ところが、制限開催の後の第5期計画素案では、何事もなかったかのようです。予定通りの規模の開催は、インターナショナルでダイバシティ的「人流」をつくり(現実にコロナ禍は「人流」を否定しましたが。)、先駆的事業者の努力によるバリアフリーから「地域社会標準的なバリアフリー」が得られたかもしれません。オリンピック・パラリンピックという「呼び水」は想定通り得られなかった中ではありますが、第5期計画素案87ページのアについて、次の段階や戦略ビジョンが必要ではないかと思えます。特に「地域社会標準的なバリアフリー」については、イベントによる波及効果を見据えたり、研修については、その対象や担い手を具体化(実現しなかった「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」を踏まえた構想企画など)してはいかがでしょうか。	C	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。
90	5	90ページのしゅわまるの説明文の「聴覚に障がいのあるお子さん」を「耳の聞こえない、聞こえにくい子ども」にしてほしいと思えます。	A	91ページの記載に反映しました。 (変更前)聴覚に障がいのあるお子さん (変更後)耳の聞こえない、聞こえにくいお子さん
91	5	支援13 情報アクセシビリティの向上を図ります 障がいの特性に応じた情報提供について、とありますが、知的障がい者にとってわかりやすい情報伝達の方法を構築していただきたいです。特に県政参加や選挙については支援が不十分です。本人の意思決定がスムーズにできるように当日の介助支援だけでなく、広報、選挙公報、会議資料等のわかりやすい版、更に文字等を用いない表現など軽度のみならず重度知的障がい者への情報の取組が明記されていませんできちんと計画に位置付けてください。 誰ひとり取りこぼさない支援をお願いします。	C	今後の選挙において、あらゆる障がい者の方にとって分かりやすい情報を提供するための参考といたします。
92	5	75ページ 中柱(3)災害時における福祉的支援の充実 在宅だけでなくGHなどに住む障がい者が地域の避難訓練に積極的に参加し、地域住民の理解を促す取組を推進するだけでなく、障がい者向けの実践的な避難訓練を繰り返し行い、そこから見える課題を防災計画や個別避難計画に活かすことが求められます。また本人の意思を尊重して計画を作成すること、又その課題に取り組む体制づくり、随時計画を更新していくことを求めます。	B	ご意見については、支援策14に記載しています。
93	5	災害時の福祉避難所の設置検討	B	ご意見については、支援策14に記載していますが、引き続き、指定福祉避難所の設置が進むよう、先進事例の紹介や市町村担当者へのヒアリング等、庁内の関係部署が連携して市町村の支援を行っていきます。
94	5	災害時ですが、私達のように、脊髄を損傷している人たちは、普通の避難所に寝泊まりするのは無理です。災害時に、神奈川県災害派遣福祉チームを派遣するとありますが、そういう場所がどれくらい確保されているのか。避難計画を作っている自治体すら、昨年までにまだ20ですから、これは災害に合っていない、すごく怖い部分です。	B	ご意見については、支援策14に記載していますが、引き続き、市町村における福祉避難所の設置個別避難計画の作成が進むよう、先進事例の紹介や市町村担当者へのヒアリング等、庁内の関係部署が連携して市町村の支援を行っていきます。
95	5	2021年に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成する努力義務が市町村に課せられたとのことですが、全国の自治体での策定率は現在10%にすぎません。要支援者の名簿作成や支援者の高齢化等で策定が難しい問題が多くあると思えますが、災害時要支援者を誰ひとり取り残さない取組も考えていただきたい。	B	ご意見については、支援策14に記載していますが、引き続き、個別避難計画の作成が進むよう、先進事例の紹介や市町村担当者へのヒアリング等、庁内の関係部署が連携して市町村の支援を行っていきます。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
96	5	清川村避難行動要支援計画の中で、細かく実施要領が令和元年に作成されていますが、努力目標とのことでした。現時点では、達成することではなく、それに至るまでの過程を作成したものと受け止めました。この先の中間的報告を希望します。	E	市町村の計画の進捗状況は当該市町村において確認ください。 なお、国は、毎年、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る市町村の取組状況を調査しており、その結果については公表されています。
97	5	コロナ禍で停滞している地域活動に対する支援 コロナ禍により、地域の自主的な集まりについて、縮小を余儀なくされるケースが多く見受けられる。その結果、人と人が接する機会が減り、社会とのつながりが希薄化し、孤立化が進んでいる。特に高齢者においては、外出自粛が続くことにより心身機能の衰えも懸念される。 一方、そのような状況下でも様々な工夫をしながら地域活動を継続したり、新たに始めるサークルや団体も存在する。 そこで、コロナ禍により停滞してしまった地域の自主的な集まりや会合の活動継続への助成や、コロナ禍での運営に関する研修・アドバイス、ICT機器（スマホ、タブレット等）導入助成や使い方サポート（スマホ教室など）といった支援策を盛り込んでください。	C	高齢者が孤立することなく、心身ともに健康で暮らすためには、社会参加を継続することが重要であり、そのために老人クラブ等の高齢者の居場所を確保していくことが大切です。 県では、老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会への補助金の交付、「新しい生活様式でつながる研修（高齢者向けのICT研修）」の実施や老人クラブの課題解決のための運営支援等を継続して行っていきます。
98	5	ウクライナ関連で物価、水光熱費が高騰しています。私たちの子の通う通所施設でも光熱費が50数万円から100万円に上がったと聞きました。利益を生まない福祉施設であればこそ、臨機応変の助成金が必要です。	E	原油や穀物等の価格の高騰で、福祉施設の運営が圧迫されており、本来、国が報酬の改定等を行うべきですが、実現には一定の期間を要することから、県では令和4年11月に、サービス提供体制を維持するための支援金を支給しました。 なお、物価高騰の影響を踏まえて適切に報酬を設定するよう、引き続き、国に働きかけてまいります。
99	6	高齢化が進む中で、障がい者を支える家族・支援者が共倒れにならないサポートをする必要があるのではないか。支援者のための支援として、例えば気分転換のための家庭菜園の場の提供、日帰り温泉の補助等。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
100	6	地域共生センターの説明で、相談内容の事例が具体的な台詞になっているところが良い。「相談してどうなる」「こんな話をしても、、、」と相談窓口までたどり着かない人に利用イメージがもてる。	E	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫していきます。
101	6	p.104 上の図について 包括的支援体制と重層的支援体制整備事業はイコールではなく、上の図は厚労省が「新たな包括的な支援の機能等について」として示した図ですので、正しい表記とすべきと考えます。 なお、支援策4・支援策5の整理にあたり、包括的支援体制にかかる人材の説明として図を入れるならば、この図が適切と考えます。この図のそれぞれのところを担う人材が、包括的支援体制にかかる人材ということになるかと考えます。	A	ご意見を踏まえ、当該図を支援策4に移すとともに、図のタイトルを「複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備」としました。
102	6	一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うためには、本人の状況を十分に把握する必要がありますが、聴覚障がい者の場合、コミュニケーションの問題、聴覚障害についての理解の不足などから本人の状況の把握が十分に行われず、適切な支援が行われないことが多いです。県内には神奈川県聴覚障害者福祉センターという聴覚障害者についての専門的な施設がありますが、市町村の相談支援機関の連携がまだ弱く、聴覚障がい者の支援ニーズに応えられていない状況です。 このことから、市町村の相談支援機関と神奈川県聴覚障害者福祉センターとの連携を強化し、県内各地の聴覚障がい者の支援ニーズに的確に応えられるようにする必要があります。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
103	6	115ページ ウ 虐待防止や身体拘束廃止など権利擁護の取組 家庭や学校等で言葉による虐待を受けやすい障がい児に対しての取組がないようです。意見をくみ取り難い障がい児を代弁する仕組みの構築を図ってください。又、家庭や特別支援学級など閉鎖的で隔離されやすい教室などでは発見が遅れがちです。早期発見できるよう民生委員等による地域の見守りや学校を開放的で風通しの良い環境を整備してください。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
104	6	118ページ イ 未病の改善 当会では昨年歯科医師会に御協力いただき障がい児の口腔ケアの研修会を特別支援学校や県内の学齢期の保護者向けに3カ所で行いました。口腔ケアの重要性を認識しており今後も継続していく予定ですが任意団体が単独で開催するには財政的にも厳しく活動に対する支援や協働参画という方法がないと継続は難しいと考えます。知的障害に特化した口腔ケアを学ぶ機会はなく、医師からは施設に入ったら職員も時間をかけられないので丁寧なケアはしてもらえないだろうと話の中でありました。保護者だけでなく施設職員にも継続した研修会を県主導で行うことが求められます。	C	県では、保健福祉事務所において「口腔ケアを通じた自立支援マニュアル～知的障がい者への歯みがき支援～」を作成するなど施設職員等への支援や人材育成を行ってきました。 いただいたご意見は、今後の施策や取組を検討するにあたり、参考とさせていただきます。
105	6	現在、入所施設の利用者には外出などの移動支援サービスは一切認められていません。親・兄弟などが遠くに住んでいたり、親の方も高齢で会いに行けない方もいたり、移動支援の必要な方はますます増えてきます。また、養護学校時代の知り合いの住むGHに行ったり、介護施設にいる親に会いに行ったりといった活動も含め、地域社会にどんどん関わっていくことは入所利用者の生活の質の維持・向上のためにも大変有効で、地域移行への手助けにもなると思います。 是非、一定の条件付きでも、移動支援サービスを利用できるようにしていただきたいと思います。	C	施設入所者に対する移動支援は、原則、入所している施設が行うこととなっています。しかしながら、施設の人員体制や障害福祉サービス報酬では、対応しきれないのが現状であることから、施設入所者も移動支援サービスが利用できるような仕組みの検討を、国に要望しています。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
106	6	入所施設からグループホームへの一方通行政策は廃止して、UターンOKに政策転換を	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県は、障害者支援施設のあるべき姿として、地域生活が困難となった障がい者を一時的に受け入れ、また地域に帰れるようにする、いわゆる通過型施設であると考えており、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。
107	6	入所施設を地域支援の中核拠点に＝地域グループホーム支援、地域人材育成、福祉研究等の中核拠点に入所施設の長所は、強度行動障害者、重度自閉症者、重複障がい者等の対応が相対的に優れており、日中作業においてもそのレパートリーは広く、陶芸・彫刻・粘土細工・園芸・果樹園・パン・豆腐など多彩であり、栄養管理・医療面においてもそれなりの人材とノウハウを持っています。 ところが、厚労省はそうした入所施設の長所を評価せず、入背施設からグループホームへ移行するという構図に執着していかのうようであり、そのため入所施設の有効活用について踏み切れていません。入所施設は虐待の温床とか言われていますが、多様なノウハウ・スキル・人材・設備を保有しているにもかかわらず、その活用に踏み切れず、まさに宝の持ち腐れといっても過言ではありません。 そこで、入所施設を地域支援の中核拠点にして有効活用していきます。 ①地域グループホームの支援機能・補完機能を果たす（グループホームに傷病人が出た場合、救急車に世話人が同乗するとグループホームには世話人が0人になる等） ②地域の研修・人材育成の中核拠点として活用 ③障がい者研究施設としても利用可能	C	令和3年度に設置した当事者目線の障害福祉に係る将来展望検討委員会では、当面の県立障害者支援施設のあり方として、障がい者の地域での生活を支える拠点に変わるべきと指摘され、県は、こうした意見を令和5年4月からの新たな県の指定管理施設の選定基準などに反映して指定管理者を選定しました。また、こうした考えは、県立施設だけでなく、民間の施設にあてはまると考えており、いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
108	6	122ページ ア 地域生活移行や地域定着の推進 入所施設の利用者にとっては地域での交流や体験を増やしながらか地域に住むことへの見通しがついてきます。本人らしい生活を営むためにも、地域に出ていくためにも移動支援は必要な支援ですが入所施設の利用者には地域によりサービスの支給ができないなど地域格差が生じています。移動支援については地域に住む障がい児者にとっても通学や同性の介助者の不足、事業所の不足など多くの課題があります。どこに住んでも格差がなく必要な支援をすべての障がい者が受けられることが大切です。 地域移行についてもグループホームは本人が選択する中の1つであり、グループホームへの移行を促進するという明記には疑問が生じます。一人暮らしを支える重度訪問介護などまだ地域により整備が遅れています。様々な生活体験や選択ができるための整備を進めてください。また入所施設は、高い専門スキルを持ち、緊急性の高い方への対応や短期入所など地域と連携しながら、それに関わる人材の育成も推進、支援の質の充実を図ってください。	A	「グループホームへの移行」の記載については、ご指摘のとおり、グループホームは地域生活の一つの形ですので、p.121に反映しました。 (変更前) 重度障がい者が希望する地域で暮らすことができるよう、重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保し、入所施設等からグループホームへの移行を促進します。 (変更後) 重度障がい者が希望する地域で暮らすことができるよう、 <u>入所施設内外における日中活動を充実して多様な経験の機会を確保するとともに、</u> 重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保する等、入所施設等から <u>地域生活</u> への移行を促進します。 また、重度訪問介護の実施状況の把握や、地域生活の体験など、今後の施策の参考とさせていただくとともに、人材育成や支援の質の充実は取り組むべき課題として認識しており、別途、対応を検討してまいります。 なお、移動支援に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
109	6	地域福祉支援計画を策定するにあたり、支援施設（入所施設）も社会資源のひとつであり、入所施設の役割にも触れる必要があると思います。その際は利用者の方の暮らしが施設の中であってもより豊かになる取組である必要があります。（今、中井やまゆり園で実施している取組内容も例示として記載するのも一案だと思います。）	A	ご意見を踏まえて、「第4章 施策の展開」に入所施設における日中活動の充実に関する記載を追加しました（p.100、121）。 100ページ (変更前)・・・生活が送れるよう、グループホームや一般住宅棟、地域での多様な居住の場への移行を推進します。 (変更後)・・・生活が送れるよう、 <u>入所施設においては、施設内の日中活動だけでなく、施設外の事業所への通所や企業や地域団体などと連携した取組等を充実し、地域での体験や地域住民と交流する機会を増やすことで、仲間や地域とのつながりを作り、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進します。</u> 121ページは整理番号108と同様。
110	6	障害者施策の充実 県内の障がい者の現状は総数の増加が認められるが、つぶさに見ると身体障がい者は一定数を占めるものの横ばいで、精神障がい者、知的障がい者の増加が著しい。（p.23） 「ともに生き、支え合う社会」の実現や当事者目線、バリアフリーの街づくりについての施策展開はあるが、既に県内の障がい者全体の4割を占める精神障がい者、知的障がい者に対する取組の充実が求められ、例えば障害を認め社会参加、就労を促進する等これまで以上の寄り添う施策の具体化が望まれる。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
111	6	障がい者だからといってあまりにも仕事が無さすぎです。工賃も安く、馬鹿にされているようです。仕事おこし、仕事づくりの取組を強めてほしい。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
112	6	当事者目線の障害福祉推進条例を2023年4月に施行するにあたり、障がい当事者の方は多様な生活を望まれていると思っています。その実現のためには、必要とするサービスを提供できる体制と多くの関係者が協力できる体制を組まないと難しいでしょう。現況では各地域の声を聴いても、その体制ができていないと言います。まずは基幹相談センターあるいは自立支援協議会が中心となり、しっかりとした役割を果たせるように、人的・経済的な支援が必要であると感じます。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
113	6	居住支援のためのフォーラムなど、私もパネラーで行ったが、各地で開き、外国籍や障害のある人や、回復期から在宅に戻る時の支援などをまちづくりセンターとともに考え、居住支援委員会や自立支援協議会にあげていくこと。	B	引き続き、障がい者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間住宅の登録促進や、居住支援に関する講座を開催することにより、居住支援の充実に向けて取り組みます。 なお、ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
114	6	「支援策21 生活困窮者等の自立を支援します。」「支援策22 子どもの貧困対策を推進します。」に関連する内容 10代後半から20代にかけての青年期に対して、関連施策での課題を共有と必要な支援策を検討することが必要です。ケアリーパーに限らず、中学、高校の時から身近に頼れる大人がいなく、退学や離職によって生活困窮や孤立化する課題がある。 市町村（要保護児童対策地域協議会）、児童相談所（入所措置に至らない児童福祉司指導ケース）、福祉事務所（生活保護）、生活困窮者自立相談機関、労働部局（地域若者サポートステーション）、教育部局（普通・定時制・クリエイティブ高校等）等の関係機関を超えて、社会的な自立が難しい子ども・若者の現状を共有する必要がある。 虐待環境や経済的な状況等により、家族を頼ることが難しく復職や適切な支援につなぐ必要がある場合において、子ども・若者がトラウマ等の虐待による影響を回復しながら活用できる支援が現状なく、「広域性」「専門性」「先駆性」での対応が求められる福祉ニーズである。児童福祉法に位置づく自立援助ホームのような住まいが確保され、伴走的な支援が受けられる「実家のような機能」を備えた社会資源の開発（施策に位置づく取り組み）が必要である。	C	県では、すべての子どもが幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、「かながわ子どもみらいプラン」に位置づけた様々な事業を展開しています。子ども・子育てに関連する「神奈川県地域福祉支援計画」とも整合を図りながら着実に取組を進めていきます。（次世代育成課） また、全庁横断的な推進体制により、企業やNPOなどとも連携し、子ども・若者の支援に取り組んでいきます。
115	6	生活困窮者の課題の分析とこれからの方法の整理	C	DXを活用し支援団体や当事者へのヒアリング、DXを活用した情報分析など様々な方法により、生活困窮者の課題を把握し、効果的な取組を検討していきます。
116	6	生活保護家庭の子どもが大学に通えるように(せめて大学合格まで子どもが学びの場を奪われないように)、世帯分離をした子どもに生活保護に準じた支援施策を検討していただけたらと思う。学校教育の受益者は個人ではなく、社会全体です。教育を受けることで貧困の再生産を抑制して欲しいと思う。(今回の改定には間に合わなくても)	C	生活保護適用の対象とならない大学生等が、生活に困窮した場合でも学びの継続を可能とするため、各種支援制度についてより一層の充実が図られるよう関係部局へ働きかけることを、厚生労働省に対して要望しています。
117	6	3(2)〈4〉代替養育を経験した子ども(ケアリーパー)の自立支援の推進は、福祉を受けた後の本当の自立のために必要な取組だと思う。近年、話題に上がった事項に対応されていてよいと思う。	E	ケアリーパーの方が、安心して自立できるよう、県として、今後もケアリーパー支援にしっかりと取り組んでいきます。
117-2	6	3(5)子どもの貧困対策の推進での、〈7〉県立高校での食事の提供や〈8〉生理用品の配備は、収入のある家庭でネグレクトされている子どもに支援が届くよい取組だと思う。上記や3(10)ヤングケアラーへの支援を含め、近年、話題に上がった事項に対応されていてよいと思う。 このように従来からある制度では支援が届きにくい子供への支援を充実していただけたらと思う。	C	全庁横断的な推進体制により、企業やNPOなどとも連携し、子ども・若者の支援に取り組んでいきます。
118	7	133ページの神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会の構成員に、各障がい当事者団体の代表も加える必要があるのではないかと思います。	C	ご意見については、今後の参考とします。 なお、県地域福祉支援計画評価・推進等委員会の構成委員に、各障がい当事者団体は入っていませんが、県社会福祉審議会の委員や高齢、障がい等の他の個別計画の委員会等に関わる方を構成員としています。各計画の委員会で挙げた意見等は、県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において計画の推進に反映されていると考えています。
119	8	「縦割り」という言葉に用語説明があるが、抽象的で分かりにくいと感じた。	A	156ページの記載に反映しました。 (変更前)・・・分野間での連携が難しいことを表す。 (変更後)・・・分野間での連携が難しいことを表す。「縦割り行政」とは、もっぱら、その事業分野を管轄する省庁及びその下位組織の間でやりとりが行われ、異なる分野にまたがる連携がとられない様子を示す。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
120	8	津久井やまゆり事件以来共生社会をどのように作っていくかが問われている。この問題に対して法律とか制度で対処しようとしても対処できるものではない。心の問題としてとらえていかなければならないのではないか。 心といっても様々な心が浮かぶが、相手も同じように人間であり、生きている限り様々な苦難にさいなまれる精神体である事を意識することが不可欠ではないか。 誰でもまず自分のことを解決することに手いっぱいであり、他人のことにまで心を砕くことがなかなかできません。 ハンディキャップのある人々は、最初に、自分が求めていることを十分に伝えることができないので、まず、相手の求めていることがどのようなことか、「目で見ただけでは不十分であり、目で聞くことが大切と考えています。 相手に寄り添うというより、相手の身になり一体化して話を聞くことが「共生社会」の基本であり、このような人々を如何にして確保していくかが問われているのではないか。 このような心を育成していくためには、学生に、学科としての教育時間だけでなく体験学習の時間を年間に数時間作り出していくことが、時間はかかるが地道な共生社会実現の礎になると信じています。	B	ご意見の体験学習の時間については、支援策2に記載のとおり、「いのちの授業」の普及に取り組んでいきます。
121	8	こんなに幅広く多方面にわたっての福祉支援を計画することは大変だと思います。努力に感謝します。各地域で様々な取組がなされていることも知り、大変素晴らしいです。	E	今後も、市町村が策定する地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画としていきます。
122	8	日本は、こうしたこと（障害者権利条約関連）が国際的に遅れていると国連から勧告を受けているのですから、ぜひ神奈川県が率先して実行してもらいたいです。	C	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
123	8	制度や取組、推移等の説明のすぐ下に図や絵、具体例があり、「分からない」と思う前に説明が目に入るのでストレスがない。	E	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫していきます。
124	8	最後にいくら支援計画を作られても、それがいつまでに実行されるのか、全くわかりませんよね。それでは絵に描いた餅だと思います。なかなか時間がかかるものですが、何とか頑張ってください。	C	ご意見を踏まえ、実効性のある計画となるよう取り組んでいきます。
125	8	コロナ禍で、「支え合い」や「寄り添い」に制限がかかる中、県内の地域福祉の取組そのものが停滞し、アウトカムの集約は難航されたと思います。県民の未来のために《第5期計画》改定作業（素案とりまとめ）に御尽力いただき、関与委員の皆様、事務局の皆様に敬意を表します。	E	今後も、市町村が策定する地域福祉計画の達成に資する計画となるよう、取り組んでいきます。
126	8	【「民生委員児童委員」と「民生委員・児童委員」の違い】全般について、一般に（法的に）「民生委員児童委員」を本計画素案において「民生委員・児童委員」と表記するのは、なぜでしょう。修正の要望ではありませんが理由を教えてください。	E	民生委員児童委員協議会等名称に「民生委員児童委員」と表記されることもありますが、厚生労働省の通知等には、「民生委員・児童委員」と表記されることが多く、自治体の通知等においても「民生委員・児童委員」と表記することが通例となっていますので、本計画においては、「民生委員・児童委員」と表記しています。
127	8	事例が豊富に取り上げられたことで、読みやすい内容になっていると思われる。資料編は、法律、用語の説明も充実しており、この計画を読んでもらうことで地域福祉に関する人材育成にもつながり、福祉に関わる人のみならず、とりわけ将来の進路を検討している高校生を含む若い世代等にとって、地域福祉に関する適切な学習教材としても大変意義が深いものだと思います。	E	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫していきます。
128	8	全般的に 厚生労働省の生活困窮関係の会議資料のように、ページ数をふるだけではなく、左あるいは右に縦列で、行数の数字を入れた方が、このようなパブコメ募集のときに○ページの○行目と意見を求めやすいのではないかと、事務局も確認しやすいのではないかと考えます。	E	今後のパブリック・コメント実施に際し、参考とします。
129	8	安心して子どもを産み育てられる環境の構築 県民ニーズ調査（p.20）の中で、安心して子どもを産み育てられる環境が重要との生活意識調査がある。また、いじめや差別がなく、人権が尊重されていることが重要であるとの県民意識も高い。 一方で、一人ひとりが思いやりの心を持ってばなくせるものだと設問に、46.1%がそうは思わないと半数近くが回答し、今満足しているとの回答は11.7%と低い。 「ともに生き、支え合う社会」の神奈川県にとって、いじめや差別がなく、人権が尊重される社会の実現に向けた様々な施策、教育とせず、「安心して子どもを産み育てられる神奈川県」の実現が思い描けるような議論・施策を計画に盛り込んでいただきたい。	C	県では、すべての子どもが幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、「かながわ子どもみらいプラン」に位置づけた様々な事業を展開しています。「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」に関する満足度を高められるよう、子ども・子育てに関連する「神奈川県地域福祉支援計画」とも整合を図りながら着実に取組を進めていきます。

整理番号	意見内容区分	意見の概要	反映区分	県の考え方
130	8	<p>子どもを取り巻く環境（ひとり親家庭の世帯などの支援）について 子どもを取り巻く環境の中で、夫婦と子どもからなる世帯の減少の裏返しとして、ひとり親家庭の世帯数、もしくは単独世帯が増加する傾向にあるとの認識（p.12）である。 平成28年に改正された児童福祉法の理念である「全ての児童が健全に育成される」との考え方に立てば、特にひとり親世帯への養育支援、親がいない、何らかの事由で別々に生活することを余儀なくされた子どもへの代替養育など新たな社会的養育は、近年特にその重要度が増している。 集計方法の相違からか、母子家庭、父子家庭ともに2010年から2020年にかけて減少傾向との記載も見受けられる（p.21）が、親の状況に大きく左右されることなく子どもを社会全体で支える幅広い施策実行の優先度を落とすことなく実施願いたい。</p>	B	<p>県としても、ひとり親世帯等への支援は課題として認識しているところで す。引き続き、ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実に 取り組んでまいります。また、子どもを社会全体で支える施策につきましても、 引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p>
131	8	<p>入所施設及びグループホームにおける高齢化に伴うがん検診の実施率調査とそれを高める施策を検討 昨今入所施設及びグループホームの利用者が高齢化し、利用者の保護者間では利用者のがん検診の必要性が高まってきました。 神奈川県政令指定都市、中核市、その他市町村を問わず行われている市民がん検診の種類は胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん、対象年齢は子宮がん20歳以上、前立腺がん50歳以上、その他のがん40歳以上、料金に若干の差異があるものの、ほぼ同じレベルで市民に行われています。 ところが、知的障害者施設の利用者の場合、40歳以上になってがん検診を受けたという事例がほとんどないのではと推測されています。 そこで、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会では、入所施設及びグループホームにおいてがん検診が行われているかどうかのアンケートによる実態調査と、がん検診が行われていない場合どのような理由があるのかについても実態を調査するよう準備を進めています。 その後、実施率を引き上げるための施策展開について検討し、県にもご協力をお願いすることがあると思 いますので、よろしく願います。</p>	E	<p>ご意見につきましては、協力の要請をいただきましたら改めて検討しま す。貴重な情報をいただきありがとうございました。</p>